

警 察 署 協 議 会 会 議 録

筑紫野警察署協議会

開催年月日時	平成30年12月11日 午後2時30分 から 平成30年12月11日 午後3時10分 まで	
開催場所	筑紫野警察署 署長室	
出席者	警察署協議会	会長以下7名
	警 察 署	署長、総務課長、生活安全課長、 被害者支援係長
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本日は、お忙しい中お集まりいただき、お礼申し上げます。 ○ 今年も残りあとわずかとなり、年末年始における飲酒の機会も増えると思うが、飲酒運転撲滅に対する御協力をお願いするとともに、筑紫野警察署については、犯罪や交通事故の抑止に尽力していただきたい。 ○ 本日は、協議会を終えた後、福岡自動車運転免許試験場に赴き、交通安全教育施設の見学も実施するので、皆様最後まで御協力お願いします。 <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本日は足元の悪い中、また大変お忙しい中、御出席いただきお礼申し上げます。 ○ 当署の職員が、先日、酒気帯び運転事案を起こしたことについて、この場をお借りして謝罪申し上げます。 当署から飲酒運転による不祥事が発生したことは、誠に遺憾であり、地域の皆様の信用を失墜させてしまったことを心よりお詫び申し上げます。 ○ 当該職員については、当署地域課交番勤務の55歳男性巡查部長であり、本年12月6日付で停職3月の処分を受け、同日付で辞職している。 ○ 事案の概要は、本年11月20日、当該職員が、酒気を帯びた状態で普通乗用自動車を運転して職場に出勤、その際、当該職員から酒臭が認められたことから飲酒検知を実施した結果、基準値を上回るアルコールが検出されたもので、所要の捜査の上、書類送致している。 ○ 二度とこのような事案を発生させないためにも、指導教養を徹底し、再発防止に努めていく方針である。 		

様式第3号(第5、第6の1、第6の2関係)(その2)

議 事 概 要

- 本日は、生活安全課長からニセ電話詐欺の現状について報告させるので、忌憚のない御意見等お願い申し上げます。

【報告事項等】

- ニセ電話詐欺の現状について(生活安全課長)
 - 1 DVD視聴
 - 2 ニセ電話詐欺の手口(オレオレ詐欺・架空請求詐欺・還付金詐欺)
 - 3 発生状況
 - 4 検挙状況
 - 5 被害防止対策

【質疑応答】

- 委員から「ニセ電話詐欺を防止する機器は、存在するのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から「県警察では、ニセ電話詐欺の被害を防止するための電話に取り付ける機器「117(イイナ)」を保有している。同機器は、警告メッセージを流し、会話の録音等もできるが、当署が保有している同機器は、全て貸し出している状況である。同様の機器は、太宰府市役所等でも貸し出しがあり、大手家電量販店においても売られている。」旨の回答があった。また、委員から「当社においても苦情対応等のために、録音機能や着信拒否機能がある電話を使っているが、ニセ電話詐欺の防止のためには、同機能は有効と思われる。」旨の発言があった。
- 委員から「犯人を一人逮捕すれば、詐欺グループのメンバーは、全員捕まえることができるのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から「現金を受け取りに来た者が捕まることが多く、これらの者はアルバイト感覚で犯行に加担している場合もあるため、詐欺グループの主要人物を知らない場合が多々あり、突き上げ捜査が困難な場合もある。しかし、詐欺グループ壊滅のため、徹底した捜査を実施している。」旨の回答があった。
- 委員から「詐欺グループの拠点は、福岡にもあるのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から「詐欺グループの拠点の大半は、関東や関西と思われるが、福岡にも存在する場合がある。」旨の回答があった。
- 委員から「現金を受け取りに来た者は、どのくらいの処罰を受けるのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から「詐欺罪は、刑法第246条に10年以下の懲役に処する旨明記されているが、その処罰は個々の事案による。」旨の回答があった。

【閉会】

以上で、第4回筑紫野警察署協議会を閉会する。

【福岡自動車運転免許試験場(ふっけいコアセンター)見学】